

画期的なイラク派兵違憲高裁判決から

恒久派兵法の危険性を見る

9条破壊法(立法改憲) = 参戦自由化法 を許すな

まず、このレジュメを声を出しながら読むところから始めましょう

2008.5.15 弁護士 毛利 正道

4.17名古屋高裁航空自衛隊イラク派遣憲法違反判決

イラクは、多国籍軍と単なる犯罪者集団の域を超える武装勢力との一国国内の治安問題に止まらない武力抗争が行われている「泥沼の戦争状態」にある - **必読・判決文**
現在バグダッド周辺で行われている航空自衛隊による米兵など多国籍軍の輸送は、イラク特措法の「安全確保支援活動」として行われている

その輸送活動は、米国などの「他国による武力の行使と一体化した行動」となっており、そのような「一体化した行動は、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けるもので、憲法上許されない」とする政府答弁(2007年2月13日衆院予算委員会)からみて、憲法9条1項に違反する活動を含んでおり、かつ、「武力の行使」を禁じたイラク特措法第2条2項に違反する

イラク特措法第2条3項は、「非戦闘地域 = 国際的な武力紛争(中略)が行われていない地域」でのみ自衛隊が活動できると定めている。この「国際的な武力紛争」とは、「国又は国に準ずる組織の間において生ずる一国の国内問題に止まらない武力を用いた争い」であるとする政府答弁(2003年6月26日衆院イラク特別委員会)から見て、の実情にある現在の多国籍軍と武装勢力との抗争は、「国際的な武力紛争」に該当する。よって、現在の航空自衛隊は、「戦闘地域」で活動していることになるから、この第2条3項に違反する

平和的生存権は、基底複合的具体的権利であり、例えば9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制される場合などにおいては、裁判所に差し止め請求や損害賠償請求などの方法により救済を求めることができる場合がある

原告は、例えば、国家賠償法第1条により、「イラク派兵という違法行為」によって「平和的生存権という権利が侵害された」(そのために精神的打撃を被った)として提訴したのだから、この判決が違法行為性や平和的生存権について判断をするのは当然であって、「本論」であり、決して「傍論 = 脇道」ではない。正面からの司法判断を被告である政府が尊重すべきは当然

2008年1月8日午前 政府が恒久法の今秋国会への提出の方針を決めた

理由 09年1月に新テロ特措法が、09年7月にイラク特措法が切れたあとに不可欠
06年8月「国際平和協力法案」(自民党国防部会防衛政策検討小委員会決定 = 現防衛大

臣石破茂が委員長であったことから「石破試案」とも言われる)を、土台にすることも決めた

その「国際平和協力法案」全60条のポイント

期限・派兵地域の制限がない

派兵の要件 国会の承認は必要とされているが…

要請がなくとも、国連と無関係でも派兵可能

「わが国として特に必要であると認める事態」と政府として認定すればOK

掃討作戦も可能

恒久法で自衛隊が行う、二重に危険な「安全確保活動」

イラク特措法により、自衛隊は「安全確保支援活動」のみ可能

= イラク国内における安全及び安定を回復する活動 (= 安全確保活動)
を支援する活動 (条文)

そこでは、米英軍の掃討作戦は、「安全確保活動」と位置づけられている

今度は自衛隊が「安全確保活動」を行うことが可能

= 殺人や傷害、破壊活動が行われているときにそれを防止する活動 (要約)

= 「当該取組が実施されている地域において、暴力を用いて人の生命若しくは身体に危害を加え又は建造物その他の物を破壊する行為を防止する (中略) ことにより、当該地域における安全を確保するために我が国が実施する活動」 (条文案)

二重に危険

支援活動でなく、本体の「安全確保活動」ができる

本体である「安全確保活動」の定義自体も、

「安全安定回復活動」から、武力行使性が鮮明な「殺人破壊行為を防止する活動」に
現在、米英軍が行っている掃討作戦は当然できることになる

警護活動が新たに可能

= 人・建物・物品の警護活動

船舶検査活動も、停船求める武器使用が可能になり、相手が反撃すれば戦闘状態に

新テロ特措法では補給活動が可能なだけであり、周辺事態法でも不可能なこと

武器による殺人も大幅に緩和

自衛隊が使う武器に制限なし

今度は、広く自衛隊の活動地域内にいる者を守るために必要なら武器を使用できる

イラク特措法では、「自衛隊の管理の下に入った者」を守るためだけに使用できる

今度は広く、「武器を使用するほかには危険を鎮圧する手段がないとき」には、「合理的理由」があれば、人を殺傷できる

イラク特措法では、より狭い「正当防衛・緊急避難に当たる場合」のみ殺傷が可能

結局、ゲリラが武装して軍隊や民間人を攻撃 (反撃) している地域では、ほとんど制限無く自衛隊が殺人できることになる

イラク特措法と似たような「しほり」があるが…

イラク特措法類似の「国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇または武力の行

使はできない」との条文はあるものの、

- ・高裁判決がいうとおり、現在行っているイラク航空自衛隊の輸送活動でもこの要件に反して「武力の行使」をしており、何らしぼりになっていない現実がある
- ・今度は、より危険な「安全確保活動と武器による殺人」を公認するのだから、しぼりになるはずがない

イラク特措法類似の「非戦闘地域」でのみ活動できるとの条文もあるが、

- ・高裁判決が示すとおり、イラクが戦闘地域であることが明らかであるにも係わらず、「非戦闘地域」であるとして自衛隊を派兵している。新法でも、しぼりになるはずがない
 - ・要するに、現在の「泥沼の戦争状態」にあるイラクに派兵しているのだから、世界のどこでも派兵できる（A国とB国とが戦争中、という場合だけは派兵しにくいだけのこと）
- 結局、全くと言ってよいほど「しぼり」にならない

新法ができると、来年以降は、イラク・アフガニスタン本土でも、他の地域でも、自衛隊が現在のイラク米英軍同様の掃討作戦を行えることになる

明白な憲法違反

政府解釈 「自国を防衛するための必要最小限度の自衛力は合憲」が基本

海外派兵禁止（1980年5月18日鈴木首相答弁書）違反

= 武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣すること

集団的自衛権の行使禁止（1981年5月29日鈴木首相答弁書）違反

= 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにも拘わらず、実力を持って阻止すること

高裁判決が示す恒久法の違憲性

- ・「安全確保支援活動」すら「武力の行使に当たり違憲」、ましてや！
- ・「非戦闘地域」で合憲性を担保しようとしても無理

危険！ 民主党案 = アフガニスタン特措法案

2007年12月21日に参院に提出し、08年1月に可決。衆院で自民党が継続審議にし、現在、衆議院で可決されれば即成立の事態 恒久法の呼び水になりうる

アフガニスタン本土への派兵も可能

国連決議があるときには、海上阻止行動への参加も検討する

「自衛隊の活動に対する抵抗を抑止するため」という広い要件で武器が使用できる恒久派兵法を含む安全保障基本法の早期制定を条文で定めている

大連立状況による恒久法制定一瀉千里の危険性

小沢自由党「安全保障基本法案」 03年4月衆院提出

- ・「国連」と冠する何らかの機関の要請があれば、武力を伴う活動に自衛隊を派遣できるとしている
- ・しかし、国連憲章が憲章より国家主権が優先すると定め、日本は国連加盟時に「9条により軍事面での協力できない」との条件を付している
- ・国連がやることはすべて正しいとする、自主性のなさが特徴

- 07年11月 2回にわたる福田・小沢会談のテーマは、恒久派兵法と消費税増額であり、「国連決議のもとでの恒久派兵を福田が受け入れた」(小沢)
- 08年3月4日新憲法制定議員同盟(中曽根康弘会長)総会において、民主党から14名が加入し、鳩山民主党幹事長が顧問、前原誠司副代表が副会長に就任した。5月1日に新憲法制定推進大会を開いた。
- 08年4月23日「**新世紀の安全保障体制を確立する若手議員の会**」総会
総勢110名のうち、民主党が34名を占め、前原誠司(民主副代表)が3名の世話人代表の1人
- ・「恒久派兵法を制定することは急務」として、今後週一回のペースで会合をひらく

恒久法制定に向けた、根強いアメリカの要求と福田康夫現首相の執念

着々と進む海外派兵法制

- ・自衛隊法で海外派遣を本来任務とした
- ・PKO等協力法(1992)・周辺事態法(1999)・テロ特措法(2001)・
 イラク特措法(2003)・武力攻撃事態法等(2003)

第一次アミテジ報告(2000年10月)

- ・対日専門家50名による「アメリカ国」としての対日指令書であり、集団的自衛権禁止の撤廃、相互支援のあり方の検討などにより、英米同盟のような特別な関係を日米間で築くことを求めた

合衆国国家安全保障戦略(2002年9月)対テロ「先制」「単独」攻撃を初めて明記 「国際平和協力懇談会」報告(2002年12月)

- ・当時の福田康夫官房長官が設けた諮問機関
- ・「任務遂行を實力をもって妨げる試みに対する武器使用」など、「より柔軟な国際平和協力の実施に向けて早急に法整備を行う」

「日米同盟:未来のための変革と再編」(2005年10月)

- ・自衛隊と世界の米軍全体の役割・任務・能力についての日米合意であり、世界のどこでも、共同で戦って勝てる軍事協力体制の確立をめざし、現在計画を実行中!

第二次アミテジ報告(2007年2月)

- ・「日本への勧告」 特措法でない「日本軍の海外配備の道を開く法律」、「情勢が必要とする場合に、短い予告期間で部隊を配備できる、より大きな柔軟性をもった安全保障パートナーの存在を願っている」

福田康夫氏が総裁候補の時から現在まで、恒久法制定をめざすと再三公言
 山崎与党プロジェクトチーム座長「夏休み中に法案にし、秋の臨時国会で処理する」

恒久派兵法 = 9条破壊法 を許さないためにまずなにが必要か

7000を超えた全国津々浦々の「9条の会」が、恒久派兵法の学習会を開く

- ⊕ 07年11月「9条の会」第2回全国交流会で、2つの「9条を生かす活動」のひとつとして、「恒久派兵法を阻む闘いを」との提起あり
- ⊕ そのために、全国のそれぞれの県・地域で、講師養成講座を早急に開催する
 むろん、「9条の会」以外でも学習活動を早急に!